

習志野市防犯指導員設置及び活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民による地域防犯活動の中心となる防犯指導員（以下「指導員」という）が防犯情報の提供・伝達等の拠点としての役割を果たすため、指導員の設置及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導員)

第2条 習志野市防犯協会（以下「防犯協会」という。）は、指導員を設置する。

2 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者で、第6条第1項の定めにより委嘱された者とする。

(1) 連合町会長

(2) 市内に居住する者であって、習志野市役所、習志野警察署、地域自主防犯活動団体等と緊密な連携、情報伝達等の防犯活動を行うことができる者であること。

3 指導員は、原則として、町会・自治会を単位として配置するものとする。

4 指導員は、防犯情報の提供・伝達等の拠点として、「防犯連絡所」の役割を果たすべきものとする。

(推薦)

第3条 前条第2項第2号に該当する指導員は、連合町会長又は町会・自治会長（以下「連合町会長等」という。）が推薦する。

2 連合町会長等が前項の推薦をする際は、原則として町会・自治会長又はこれに準ずる者を推薦するものとする。

(活動)

第4条 指導員は、防犯協会、習志野市役所、習志野警察署その他防犯関係機関等と緊密な連携の下に、おおむね次の活動を行うものとする。

(1) 防犯パトロールの実施及び支援・協力

(2) 防犯講演会・研修会等への積極的な参加

(3) 地域防犯診断の実施及び参加

(4) 広報並びに街頭キャンペーンの実施及び参加

(5) 地域住民等からの要望及び意見の集約

(6) 防犯情報の地域住民への提供・伝達

(7) 各種地域防犯運動の参加及び呼び掛け

(8) 警察措置を必要とする事項の警察への連絡

(9) 指導員相互の連絡・調整

(10) 地域防犯思想の普及

(11) その他地域防犯活動に関すること。

(副指導員)

第5条 町会・自治会等の世帯数がおおむね200世帯以上の場合、地域の

実情に合わせ、防犯副指導員（以下「副指導員」という。）を設置することができる。

- 2 副指導員は、指導員を補佐し、指導員が活動を行うことができない場合は、その活動を代行する。
- 3 副指導員の設置は、指導員が連合町会長等と協議して行うものとする。
（委嘱）

第6条 指導員及び副指導員（以下「指導員等」という。）の委嘱は、防犯協会会長（以下「会長」という。）が習志野警察署長と協議し、連名で行うものとする。

- 2 指導員等を委嘱するときは、指導員等に委嘱状を交付するとともに、指導員証、腕章並びに指導員及び防犯連絡所を明示する表示板を交付する。
- 3 会長及び習志野警察署長は、指導員等の任期が満了したときは、第3条の手続きを経て、後任者を委嘱しなければならない。
- 4 連合町会長等は、指導員等が辞任、解任その他任期満了前に退任したときは、変更届（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。
- 5 会長及び習志野警察署長は、前項により変更届が提出されたときは、速やかに後任者を委嘱しなければならない。

（任期）

第7条 第2条第2項第1号に規定する指導員の任期は、連合町会長在任中とする。

- 2 第2条第2項第2号及び第5条に規定する指導員等の任期は、原則として2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 指導員等が任期満了前に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第8条 会長は、指導員等がその職にふさわしくない行動をしたときは、防犯指導員連絡協議会の承認を受けた後、習志野警察署長と協議し、その指導員等を解任することができる。

（連絡協議会）

第9条 会長は、防犯指導員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

- 2 連絡協議会は、第2条第2項第1号に規定する指導員（以下「連絡協議会員」という。）で組織し、次に掲げる役員を置く。
 - （1）会 長 1名
 - （2）副会長 2名
- 3 連絡協議会の会長及び副会長は、連絡協議会員の互選により選出するものとする。

4 連絡協議会の会長及び副会長の任務は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 会長の任務

- ア 連絡協議会を代表すること。
- イ 連絡協議会を開催し、運営すること。
- ウ 連絡協議会員に対する連絡
- エ 関係機関・団体等との連絡・調整
- オ その他連絡協議会の庶務に関すること。

(2) 副会長の任務 会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合は、その任務を代行すること。

5 連絡協議会の会長及び副会長の任期は、指導員の任期によるものとする。

(研修会)

第10条 会長は、習志野警察署と協力し、指導員等に対し、年1回以上の研修会を行うものとする。

(遵守事項)

第11条 指導員等は、活動の実施に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域防犯活動上知り得た個人等の秘密を他人に漏らしてはならないこと。
- (2) 指導員証を携帯し、身分証の提示を求められた場合には提示しなければならないこと。

(指導員証等の返納)

第12条 指導員等は、任期満了、辞任、解任その他の理由により退任したときは、指導員証、腕章並びに指導員及び防犯連絡所を明示する表示板を返納しなければならない。ただし、任期満了後、再任された場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。